

答 申 書
(答申第13号)
平成11年6月7日

1 審査会の結論

確認監査の監査結果において指摘事項とならなかった食糧費の執行に係る次の文書を非開示としたことは、妥当である。

ア 監査委員事務局長から監査対象部局の長への照会文に添付されていた個別調書等の資料

イ アの照会に係る監査対象部局の長から監査委員事務局長への回答文書

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）について

本件公文書は、平成9年3月4日付け監査公表第3号で公表をした監査（以下「本件確認監査」という。）の結果に至る過程において監査委員事務局長から監査対象部局の長への照会文に添付されていた個別調書等の資料及びこの照会に係る監査対象部局の長から監査委員事務局長への回答文書のうち、監査委員が最終的におおむね決定書どおりの執行が行われていると判断した事案（以下「本件執行事案」という。）に係るものであり、それぞれ次のような情報が記録されている。

そして、本件公文書のいずれにも監査委員事務局におけるその後の調査等の結果や最終的な監査の結果に関する内容（以下「その後の監査内容」という。）は記載されていないことが認められ、また、実施機関及び監査委員の説明によれば、他にその後の監査内容を記録した文書は作成されていないことが認められる。

(ア) 監査委員事務局長から監査対象部局の長への照会文に添付されていた個別調書等の資料（以下「本件個別調書」という。）

食糧費使用決定書の内容（開催日時、開催場所、会食の出席者、金額等）、監査委員事務局における調査内容、監査委員事務局の見解等

(イ) 監査対象部局の長から監査委員事務局長への回答文書

食糧費使用決定書の内容（開催日時、開催場所、会食の出席者、金額等）、実施機関における再調査や再確認の内容等

イ 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書に北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）が記録されていることを理由として本件公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(2) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報を非開示情報として定めている。

イ 本件公文書については、(1)監査の過程において、監査委員が不適正な執行ではないかという疑いを持ったがゆえに作成したものであること、(2)本件公文書にはその後の監査内容が記録されていないこと等から、文書上は本件確認監査の結果において指摘事項となった執行事案にかかわるものとの区別がつかないものであること、という性格を有するものであり、また、(3)本件個別調書には、本件執行事案が最終的に監査委員がおおむね決定書どおりに執行されていると判断したものであるにもかかわらず、その旨の記載がされておらず、むしろ、本件個別調書中の「監査委員事務局の見解」欄には、最終的に決定書どおりに執行されていないと判断したかのような誤解を招く内容が記載されていることが認められる。

ウ このようなことからすれば、本件公文書が開示されると、本件公文書の記載内容のみから、本件執行事案も不適正な執行事案であるという誤解が生じ、また、このような誤解に基づき本件確認監査の結果に対する批判や疑義が生じ、本件確認監査の結果を巡って混乱が生じることは容易に想像できる。そして、その後の監査内容を記録した文書が存在しないことから、監査委員がこのような誤解や批判、疑義に対して十分な説明をすることにより、これらを解決することは容易ではないと認められる。

さらに、監査委員の説明によれば、本件確認監査は、経費の執行に係る不正、非違を発見し、摘発するために行ったものであることからすれば、本件公文書に記録されている関係者があたかも不適正経理の関係者であったかのごとく疑いをかけられ、いわれのない非難や追及を受けるなどの事態が生じることは十分に考えられる。

そして、このように本件公文書が開示されることによって監査結果を巡る混乱が生じたり、調査の対象とされた執行事案の関係者が不当な不利益を被るということになれば、本件確認監査において行われた調査の方法や調査対象の選定等に関して監査委員が批判を受けることとなり、これにより監査委員の社会的信用が損なわれ、ひいては監査制度そのものに対する信頼が損なわれることになるものと考えられる。

エ 以上からすれば、本件確認監査と同種の監査においては、文書の性格、記載内容、監査のどの段階における文書であるかなどといった点を考慮することなく、監査の過程における文書を開示しなければならないとすると、当該公文書の開示により監査結果を巡る混乱が生じたり、調査の対象とされた事案に係る関係者が不当な不利益を被るという事態が生ずることを懸念して、監査委員が調査の方法や調査対象の選定等に著しい制約を受けることを余儀なくされるものと考えられ、ひいては、このような制約を受けることによって不正行為を発見し、摘発するというそもそもの監査の目的を達成できなくなるものと考えられる。

したがって、本件公文書を開示すると、将来の同種の監査事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

オ なお、異議申立人は、本件公文書は監査委員と道の機関とのやり取りに係る文書であるのだから、これが開示されることによって監査事務に支障を来すことは考えられ

ない旨主張する。

確かに、住民監査請求に係る監査のように道が行った事務に係る事実関係の確認等を主たる目的とする監査にあっては、道の機関であれば監査委員の調査に対して協力することが当然とも考えられることからすれば、監査の過程において道の機関を対象として行った調査の資料等を開示したとしても、これにより直ちに道の機関との協力関係が損なわれ、監査事務の円滑な実施を著しく困難にするとはいえないものであることは、当審査会の平成10年9月30日付け答申第5号で示したとおりである。

しかしながら、本件公文書については、単に監査の過程において監査委員が道の機関を対象として行った調査の資料等であるというだけではなく、イで述べたような性格をも有する文書であることから、監査委員と道の機関とのやり取りに係る文書であることのみをもってこれを開示しても監査事務に支障を来すことは考えられないとする異議申立人の主張は、採用することができない。

カ 以上のとおり、本件公文書は6号情報に該当する情報が記録されている公文書に該当するものと判断する。

キ また、そもそも本件公文書は、監査委員が不適正な執行事案ではないかという疑いを持ったことにより、本件確認監査の過程において実施機関に送付し、又は作成させた文書であることから、その性質上、本件公文書全体が6号情報に該当するというべきであり、一部開示にはなじまないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

なお、本件諮問事案については、実施機関からの5件の諮問に係る6件の異議申立てを併合して審議した。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年12月10日	○ 諮問書（旧住宅都市部分の1件）の受理 ○ 実施機関から関係資料の提出
平成10年12月11日	○ 諮問書（旧住宅都市部分を除く4件）の受理 ○ 実施機関から関係資料の提出
平成11年1月11日	○ 異議申立人に実施機関の理由説明書を送付
平成11年2月5日 （第9回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見の陳述 ○ 審議
平成11年3月11日	○ 審議

(第10回 審査会)	
平成11年 4 月 26 日 (第11回 審査会)	○ 審議
平成11年 5 月 24 日 (第12回 審査会)	○ 答申案の審議
平成11年 6 月 7 日	○ 答申